

◎:非常に評価できる ○:評価できる △:一定の評価はできる ×:評価できない

施策メニュー		評価
I 環境保全を目的とした水源林等の整備		
1 -1	環境保全林整備事業（水源林の整備）	◎ ・森林・環境税の根幹をなす事業であり、水源林の整備により多面的機能を発揮させることは下流域にとっても重要な事業。 ・国の補助事業との関係や、林業事業者の都合、気象条件(豪雪等)により進捗状況が悪い。目標を3,000ha/年から2500ha/年程度に圧縮が必要。
-2	水源林境界明確化促進事業	△ ・森林の境界が不明確な事により、水源林の整備が進まないとして、25年度に追加した事業。 ・1市のみ要望。事業は計画に対し7割程度の実績。当事業の要件である保安林指定について所有者の同意が難しい。 ・1-1環境保全林整備事業でも明確化事業の経費を追加(38,000円/ha)。結果、要望が少ない。
-3	県民協働による森の通信簿事業	○ ・水源林の保全に対する理解を、県民に広げるためのモデル事業として26年度に追加。 ・自主的に実践するグループが各地域に育成されたため、モデル事業としての目的は達成。 ・今後は「清流の国ぎふ地域活動支援事業」を活用する事で対応可能。
2	水源林公有林化支援事業	○ ・水道水源等周辺の上流域森林で、早急に公的な管理が必要な森林を市町村が公有林化し適正に管理するための事業。 ・公有林化後の維持管理が障害となり、市町村のニーズは低い。 ・ただし、取得目的が明確でない水源林の買収防止のためのセーフティネットとしては重要な事業。
II 里山林の整備・利用の促進		
3	里山林整備事業費	◎ ・県民の身近にある里山林を整備する事業。市町村、住民からのニーズは非常に高い。 ・要望に対応するため、26年度から「危険木の処理」「バッファゾーンの整備」をメニューに追加。 ・県民にとって、森林・環境税を使った森林整備の効果が見えやすい事業であり、PR効果も高い。
4	環境保全モデル林整備事業	○ ・多くの県民に利活用される里山林を、県下5箇所でモデル的に整備。整備されたモデル林の活用は進んでいる。 ・モデル事業としての目的は達成。整備後の活用促進策は、地元団体が「清流の国ぎふ地域活動支援事業」に申請することで対応可能。
III 生物多様性・水環境の保全		
5 -1	流域清掃活動推進事業	△ ・流域の環境保全団体等の連携による清掃活動を促す事業。5流域のうち3流域で実施済。 ・未実施の2流域についてはニーズが低く、核となる実施団体が無い。
-2	流域協働による効率的な河川清掃事業	○ ・流域の環境保全団体等と連携して、県管理河川の河道内の樹木伐採や不法投棄廃棄物の回収を行う事業。計画どおりに進捗。 ・住民協働による取組みが定着しつつあり、住民・地域団体からの要望も高い。
6	イタセンパラ生息域外保全推進事業	○ ・小型の野池を整備し、イタセンパラの総合的な飼育繁殖技術に関する研究開発を行う事業。野生復帰に向けた量的確保に目途がつき、種として補強することが可能となったため、目的は達成。 ・今後は成果のPRや保護に対する理解等についてより一層の推進が必要。
7 -1	野生生物保護管理事業（ニホンジカの捕獲）	◎ ・狩猟や有害鳥獣捕獲に加え、個体数調整捕獲を実施することにより、農林業や生活環境等への被害軽減を図る事業。ニーズは極めて高い。また、当事業により、わな捕獲を中心とした捕獲体制の整備が各地域住民主体で進みつつある。 ・個体数減少のためには年間15,000頭以上の捕獲が必要。当該事業を活用し更なる個体数調整が必要。
-2	（捕獲オリ等の購入）	△ ・特定外来生物であるアライグマやヌートリアの捕獲を推進し、農業などへの被害軽減を図る事業。 ・ニーズは低く、あまり活用が無い。 ・27年度から、補助対象事業者を市町村だけでなく法人まで拡大。捕獲後の対策(処理)が課題。
-3	（捕獲の担い手確保）	○ ・市町村職員が銃猟免許を取得する費用や猟銃所持に係る費用に対する支援。安定的な人材の確保のためには市町村職員を担い手とすることが必要。
8	野生動物総合対策推進事業	○ ・被害問題が大きい野生生物(哺乳類)に関する調査研究を実施。現場対応の技術的支援や人材育成が進んでいる。 ・県には有害鳥獣対策に関する専門家は無いため、岐阜大学との連携は必要不可欠。
9 -1	里地里川における生態系保全事業（生きものにぎわうため池再生事業）	○ ・ため池に生息する外来種を駆除するとともに放流防止対策も実施。一定の効果はあった。 ・その後の回復状況については、ため池を排水等しないと検証できない。
-2	（生きものにぎわう水田再生事業）	○ ・水田魚道を設置するための研修会が各地で開催。環境教育面での効果はあった。 ・水田魚道の設置により遡上は確認された。魚の生息エリアの拡大は不明。
-3	（団体支援）	○ ・NPO等団体による、生態系に配慮した農業用水路の整備や用排水路等を活用した環境教育が行われているが、意欲の高い団体に対する支援に留まっている。 ・「清流の国ぎふ地域活動支援事業」で実施可能。
-4	（市町村支援）	○ ・市町村による、水田や用排水路におけるスクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)を駆除する事業。駆除量は年々増加。 ・平野部の市町村での活用が多く、税の効果が見えやすい事業。
10	河川魚道の機能回復事業	○ ・県管理河川及び砂防施設に設置されている魚道672箇所の点検及び修繕を行う事業。毎年の点検・修繕により魚道が健全に保たれ、施設の長寿命化につながっている。 ・出水等の度に改修箇所が生じるため、継続的な取組が必要。
11	地域協働水質改善対策事業	△ ・地域住民、事業者、市町村等が協働し、地域の水環境の課題を解決するモデル的事業として実施。 ・水質指標の改善が確認され、効果が認められたが、輪之内町以外の地域からの実施要望は無い。
12	上流域と下流域の交流事業	○ ・森川海のつながりを踏まえた環境保全への理解を深める親子向けツアーを実施。 ・参加者からはプログラムを通して相互の自然環境に理解が深まり、環境保全意識が向上したなどの評価を得ている。 ・「エコツーリズム促進事業」との統合が必要。
IV 公共施設等における県産材の利用促進		

13	木の香る快適な教育施設等整備事業	○	・教育福祉施設の木造化や内装木質化により、木材利用や環境保全に対する理解が醸成。 ・市町村等の自己資金の調達や補助要件等が課題。
14 -1	ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業	○	・学校や地域子育て支援施設等において、木製の机椅子やロッカー等が導入。当初の目標導入数は未達。 ・当事業により、学校における木製品に触れる利用者が増加し好評。
-2	ぎふの木育教材導入支援事業	◎	・保育園、幼稚園等において県産材のおもちゃ等教材の導入を支援する事業。 ・3ヶ年で目標の1.5倍もの活用施設数となっており、十分に活用され効果も高い。
15 -1	木質バイオマス利用施設導入促進事業	△	・公共施設や、県民が多く利用する商業施設で、木質燃料を活用するボイラーやストーブの導入を支援する事業。導入コストが高いため公共施設では導入が進まない。 ・地球温暖化防止など事業の趣旨が十分に理解されない。
-2	県民協働による未利用材の搬出促進事業	○	・市町村と地域住民が一体的に取り組む未利用材の搬出に対して1,500円/tを支援。搬出量が少なく未利用材の供給増には直結していない。 ・一方、参加者数は増加しており県民協働、環境教育面での効果は高い。
V 地域が主体となった環境保全活動の促進			
16	清流の国ぎふ地域活動支援事業	◎	・県内の法人や団体が主体となって自ら企画・立案・実行する創意工夫のある森づくりや川づくり活動が展開。 ・森林づくり等を進める団体の重要な支援事業であり、要望も活用も多い。
17	森と木と水の環境教育推進事業	◎	・幼稚園、保育園、小中学校等での出前授業により、3か年で延べ16,000人の児童・生徒に環境教育を実施。 ・学校現場からのニーズも高く、息の長い取組が必要。
18	森から生まれる環境価値普及促進事業	×	・カーボン・オフセットの普及啓発や販売促進を実施するとともに、市町村や団体等に対して、オフセットイベントの開催経費やオフセット商品の開発を支援。 ・意義は大きい企業が企業による取り組みが進まず、クレジットの購入先がほとんどない。
19	エコツーリズム促進事業	△	・エコツーリズム連携会議の開催や、実施団体への補助を実施。要望も多く十分に活用されているが、団体の持続可能な運営体制の確立には至っていない。 ・「上流域と下流域の交流事業」との統合が必要。
20 -1	清流の国ぎふ森林・環境税事業推進事業 (生物多様性に配慮した地域づくり普及推進事業)	○	・生物多様性シンポジウムや専門家の派遣。広く県民に対し、生物多様性の理解促進が図られている。 ・生物多様性保全を普及するために事業の必要性があり、事業内容を実態に即して拡充している。
I ~ V 共通			
21	清流の国ぎふ市町村提案事業	◎	・地域特性の異なる市町村において、それぞれの地域で抱える森づくりや川づくりに関する諸問題を解決する提案事業が実施。市町村からのニーズは高く、全ての要望に応えきれない状況。 ・平野部の市町村も活用しやすく、市町村の理解を得るためにも必要不可欠。